

(三) 外部資金等

科研費申請奨励制度（学内研究費配分において科研費申請を義務化すると共に同審査結果を配分額査定に利用。また、採択された場合には採択額の一定比率の学内予算を付与する等）により外部資金の導入を促進している。現状では、九州地区同系統大学との比較において、採択額合計及び教員1人あたり採択額が最も大きく、優位な状況にあると判断している。

また、奨学基金として第3号基本金を設定し、当該事業として、学業奨励、スポーツ等の課外活動奨励、経済的困窮者救済、留学支援、就職活動支援等を趣旨とする独自奨学制度を有しており、これらの奨学事業に対して、企業、後援会、同窓会等から財政的支援を受けている。平成20年度には奨学事業の拡大を目的に募金活動の取り組み、運用方法の見直しの検討を開始した。なお、資金運用は元本リスクを負わず安全性を優先していることから0.7%（70,000千円）程度の運用益となっている。

(四) 予算編成と執行

予算編成方針の策定から予算編成、予算決議、予算配付、執行管理、四半期ごとの執行点検、執行実績の事業報告書での公開に至る全ての予算のライフサイクル（管理スケジュール）を全学に示し、組織的な編成を行っている。また、予算取り扱いのルールを明確化し財政規律としても機能させるため、予算委員会で「予算取扱要領」を作成し、予算の枠取り、要求対象事業、要求（申請）・審査・査定方法、実績報告方法、成果確認方法等の進め方等を全学に周知している。

教学（学部・学科等）予算については、定常的教育研究活動費用について一般予算で対応しているが、その配分方法を平成18年度予算から大幅に見直した。見直しの趣旨として、①学部・学科等の裁量を拡大し独自性を促進させること。②事業着手の早期化を図ること。③学生数に応じた予算配分により財政的合理化を図ることを掲げ、一次配分（学部単位等の大きくりの配分）を「単価×学生数」で行い、二次配分（学科単位等の中区分での配分）を学部長のリーダーシップの下に学科長との協議で配分する。次いで、三次配分（目的別の最下層の配分）は学科、施設等の裁量で配分することとしている。

なお、特別予算については、諸計画の費用効率化を図りながら計画実現性の向上と成果の拡大を目指し、独自の管理システムを構築し、従前どおり予算委員会で計画審査・計画修正、期中の事業進捗管理、実施後の実績確認及び成果発表会等を実施している。

(五) 財務監査

私学振興助成法による監査は、監査法人により年間約40人日（延べ日数）の監査が行われている。私立学校法による財産状況の監査については、決算整理の段階で関係の計算書類、会計帳簿及び証憑類の整合確認等の監査が2日間行われ、併せて監査法人との連絡会を開催し、当会計年度にかかる監査法人の監査状況、監査結果について相互に確認がなされ、収支状況や財政状態の評価、今後の財務運営のあり方等について意見交換が行われている。業務執行の監査については、監事は理事会・評議員会に毎回出席し審議経過の確認がなされると共に、理事長、財務担当理事及び総務課職員から諸計画の実施状況の説明を行っている。

(六) 私立大学財政の財務比率

平成19年度決算において、累積消費収支差額（基本金組入はほぼ100%）は実質的にプラスである。また、過年度から継続して自己資金構成比率は80%台後半で推移しており、この比率は全国大学法人の比率分布（「今日の私学財政」参照。以下同じ）では中上位に位